

## 三河港コンテナ物流トライアル助成金制度実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的とし、定期航路を利用して試行的にコンテナ貨物の輸移出入を行う荷主に対し、コンテナ貨物の輸移出入に要する経費の一部を助成することに関して必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「定期航路」とは、三河港における定期コンテナ航路であって、港湾管理者が定期航路と認めた航路をいう。
- 2 「荷主」とは、船荷証券等に記載された荷送人及び荷受人であって、国内に事業所を有する事業者(フォワーダー(貨物利用運送事業者)含む)をいう。
- 3 「申請年度」とは、荷主が助成金の交付申請を行う年度(4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる)をいう。
- 4 「トライアル輸送」とは、定期航路又は今後の定期化を前提としたコンテナ航路を利用して、国内他港とのコスト比較やリードタイム、荷役環境などの検証を目的として実施する輸送実験をいう。
- 5 「モーダルシフト」とは、トラック、鉄道など船舶以外の方式で行われている貨物輸送を船舶による貨物輸送に転換することをいう。
- 6 「危険物コンテナ」とは、危険物を収納して輸送または貯蔵するためのコンテナであり、消防法、IMDG コード等の関係法令に基づき、その構造、表示および安全性が規定されたものをいう。

### (助成対象事業)

**第3条** 助成金は、次の各号のいずれにも該当するトライアル輸送を実施する荷主に対し交付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する輸移出入であること。
    - ア 荷主にとって新たな貨物の輸移出入
    - イ 荷主にとって新たな仕向港又は仕出港との輸移出入
  - (2) 定期航路の利用により、貨物量の増加、コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP対応など物流面の改善が見込まれること。
  - (3) 三河港振興会からのヒアリング等の結果により、三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進に資すると三河港振興会会長(以下、「会長」という。)が認めた事業であること。
  - (4) 金属くず・再利用資源(港湾調査に用いる品種分類表において金属くず(コード481)および再利用資源(コード491)に分類される貨物)を除くコンテナ貨物であること。
  - (5) 荷主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、若しくはこれらを役員に含む法人でないこと。
- 2 トライアル輸送として実施する輸移出入の回数は、3回を上限とする。

- 3 助成の対象となる貨物は、当該申請に係る暦年(1月1日から12月31日まで)に輸移出入を完了したコンテナ貨物とする。

#### (助成金の額等)

**第4条** 助成の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる費用(消費税を除く)とする。

- (1)国内輸送費
- (2)輸移出入に係る諸手続き費用
- (3)通関等諸費用
- (4)国内荷役費用
- (5)海上運賃

- 2 助成金の額は、予算の範囲内で、次に掲げるとおりとする。

- (1) モーダルシフト及び危険物コンテナに該当するトライアル輸送  
100万円又は補助対象経費の4分の3のいずれか少ない額(1,000円未満切捨て)
- (2) モーダルシフト及び危険物コンテナに該当しないトライアル輸送  
100万円又は補助対象経費の2分の1のいずれか少ない額(1,000円未満切捨て)

#### (交付申請)

**第5条** 助成を受けようとする者は、当該暦年に完了したトライアル輸送の実績に基づき、三河港コンテナ物流トライアル助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、申請年度の2月28日までに会長に提出するものとする。ただし、期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日又はその他の休日に当たるときはその前日を末日とする。

- (1)三河港コンテナ物流トライアル助成事業実施報告書(様式第2-1号)
- (2)支出実績報告書(様式第2-2号)
- (3)その他会長が必要と認める書類

- 2 助成を受けようとする者は、三河港振興会事務局からのヒアリングを受けること。
- 3 会長は、第1項の書類を受理し第2項のヒアリングを実施した場合は、速やかに内容を審査するものとする。
- 4 会長は、前項の審査の結果、助成金の交付の決定の内容を満たしているときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書(様式第3号)により通知し、不交付の場合は不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。
- 5 助成を受けようとする者は、トライアル輸送として輸移出入を行うコンテナ貨物について、三河港振興会が実施する他の助成金制度と重複して交付申請を行ってはならない。

#### (助成金の交付)

**第6条** 前条第3項に基づく助成金の確定の通知を受けた者は、速やかに三河港コンテナ物流トライアル助成金請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに交付決定を受けた者に対し助成金を支払うものとする。

#### (助成金の返還)

**第7条** 会長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した場合は、当該者に係る助成金の交付を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

#### (加算金)

**第8条** 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。
- 3 会長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

#### (予算の範囲内での交付)

**第9条** 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとし、申請件数が予算額を超える場合は、会長が別紙に定める基準により優先度を判断し、交付の可否を決定する。

#### (委任)

**第10条** この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

別紙

## 三河港コンテナ物流トライアル助成金制度優先度判断基準(案)

### (目的)

第1条 この要綱は、三河港コンテナ物流トライアル助成金制度において、申請件数が予算額を超過した場合に、助成金の交付の可否及び優先順位を適切に判断するための基準を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、三河港コンテナ物流トライアル助成金制度実施要綱第10条に基づき、助成金の交付に係る優先度の判断に適用する。

### (評価方式)

第3条 助成金の交付の可否及び優先順位は、次条に定める評価項目に基づき採点し、総合得点により決定するものとする。

### (評価項目及び配点)

第4条 評価項目及び配点は、次のとおりとする。

区分	評価項目	内容	配点
A	新規性	新規貨物、新規仕向港又は仕出港の開拓度合い	30点
B	継続利用見込み	トライアル輸送後の年間 50TEU 以上の利用見込みの確実性	25点
C	物流改善効果	コスト削減、リードタイム短縮、BCP 向上、環境負荷低減等	20点
D	政策効果(加点)	モーダルシフト(10点)、危険物コンテナ(5点)	15点
E	地域経済への波及効果	地元企業の利用、関連産業への効果	10点

2 前項の評価は、総合得点100点満点とする。

### (優先順位の決定)

第5条 助成金の交付の可否及び優先順位は、前条の総合得点の高い順に決定する。

2 総合得点が同点の場合は、次の順により優先順位を決定する。

順位1 新規性の高いもの

順位2 継続利用見込み(TEU 規模)の大きいもの

順位3 モーダルシフトに該当するもの

順位4 危険物コンテナに該当するもの

3 会長は、特段の事情があると認める場合は、総合評価を踏まえ、総合的に判断することができる。

**(審査体制)**

**第6条** 評価は、複数の審査担当者により行うものとする。

2 審査担当者は、採点結果及び評価理由を記録し、保存しなければならない。5 審査体制

**(記録の保存)**

**第7条** 評価に係る採点表、審査記録その他必要な書類は、監査に備え、当該年度終了後5年間保存するものとする。

**(委任)**

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。